4 償 却 資 産 に 関 す る 概 要 調 書

地	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表都	番号
12	0	2	0	1	1	<sup>7</sup> 6	98

## 第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

						(1)	(2)	(3)
個人・出入の別	区分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	4, 353	2, 368	30 38 1, 985
法	人	0	2	0		7, 900	4, 242	3, 658
合	計	0	3	0		12, 253	6, 610	5, 643

地	方:	公卦	<del>Ļ</del> 団	体	コ・	_	ド	表	番号
12	0		2	0		1	1	77	08

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

_								(	(1)				(2)				(3)			(4		
	種	類		行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課 課税標準 適用を受	<del></del> 規 の特例 けるも	準 規定の の(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外の	<u>内</u> )もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		45,	038, 929	25		4	4, 74	6, 327	38	2	205, 771	51		44, 54	40, 556
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			100,	020, 389			9	2, 74	2, 098		4, 8	308, 084			87, 93	34, 014
が 価 格	船	ì	舶	0	3	0				10, 631				1	0, 631						-	10, 631
等を	航	空	機	0	4	0				16, 609				1	6, 609						-	16, 609
決定	車両	及び追	重搬 具	0	5	0			1,	542, 026				1, 53	7, 004			1, 365			1, 53	35, 639
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			38,	594, 016			3	8, 41	2, 462		1	00, 732			38, 3	11, 730
も の	小	言	計 (ハ)	0	7	0			185,	222, 600			17	7, 46	5, 131		5, 1	15, 952		-	172, 34	49, 179
法十 第九	総務大目 定し,	配分し	たもの	0	8	0			167,	666, 543			10	1, 34	5, 427							
三条	道府県知決定し,	田事が信配分し	ਜ਼格等を レたもの	0	9	0			7,	784, 988				5, 45	2, 562							
百関八係	小	言	計 (二)	1	0	0			175,	451, 531			10	6, 79	7, 989							
	13条第1項 が価格等を			1	1	0																
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			360,	674, 131			28	4, 26	3, 120							
同内	市町	村分	の額	1	3	0							28	4, 26	3, 120							
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																

地	方グ	共民	団体:	コー	ド	表看	番号
12	0	2	0	1	1	7	18

## 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

									(	1)				(2)					(3)					(4)	
	種		類		行	番	문	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税	標準の	特	例規定	<b>準</b>	額 (イ)	の以外の	内のもの	訳 (ロ)
	128		万只		11	ш	,,				(千円)					(千円)	適用	を受け	る	もの(/ (千		(1)	<i>8</i> /7 **	77 6 07	(千円)
市町	構	多	色	物	90	1	0	12		3,	922, 388	25			3, 92	2, 388	38					51		3, 9	22, 388
村長	機械	及	び	装 置	0	2	0			5,	238, 118				5, 18	7, 231				41,	896			5, 1	45, 335
が 価	я́	凸	J	拍	0	3	0									0									
格等を	航	2	i i	機	0	4	0									0									
決定	車両	及て	ド 運	搬具	0	5	0				10, 949				1	0, 949									10, 949
した	工具,	器身	具 及	び備品	0	6	0			1,	168, 531				1, 14	5, 639				:	219			1, 1	45, 420
も の	/]	<u> </u>	言	ト (ハ)	0	7	0			10,	339, 986			1	0, 26	6, 207				42,	115			10, 2	24, 092
法十 第九	総務大 定し,	臣 が 配 夕	価格	子等を決 たもの	0	8	0																		
三条				5格等を したもの	0	9	0																		
百関八係	力	<u> </u>	計	+ (=)	1	0	0				0					0									
法第74 県知事	3条第1項 が価格等	〔の規 を決定	定に ごした	より道府 こもの(ホ)	1	1	0																		
合計	(N) +	+ (=	= )	+ (ホ)	1	2	0			10,	339, 986			1	0, 26	6, 207			_						
同内	市町	村	分	の額	1	3	0							1	0, 26	6, 207									
上訳	道府	県	分	の額	1	4	0												_						

地	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表看	番号
12	0	2	0	1	1	77	2 <sup>8</sup>

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

都 道 府 県 名 長野県 市 町 村 名 長野市

								(	1)				(2)				(3				(	(4)	
	種	*	頁	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税適用	· 税 標準の を受け	特例を	準 規定の の(イ) (千円	(-1)	の 以外(	<u>内</u> のもの	訳 (ロ) (千円)
市町	構	築	物	90	1	0	12		41,	116, 541	25		4		3, 939	38		2	05, 77	51		40, 6	18, 168
村長	機械	及 ひ	、 装 置	0	2	0			94,	782, 271			8	87, 55	4, 867			4, 7	66, 18	3		82, 78	88, 679
が 価 格	船	ı,	舶	0	3	0				10, 631				1	0, 631								10, 631
等を	航	空	機	0	4	0				16, 609				1	6, 609								16, 609
決定	車両	及び	運 搬 具	0	5	0			1,	531, 077				1, 52	6, 055				1, 36	5		1, 5	24, 690
した	工具,	器具》	及び備品	0	6	0			37,	425, 485			3	37, 26	6, 823			1	00, 51	3		37, 10	66, 310
も の	/]	`	計 (ハ)	0	7	0			174,	882, 614			16	57, 19	8, 924			5, 0	73, 83	7		162, 13	25, 087
法十第九	総務大  定し,	豆が価 配分	格等を決 したもの	0	8	0			167,	666, 543			10	)1, 34	5, 427								
三条	道府県 決定し,	知事が 配分	価格等を したもの	0	9	0			7,	784, 988				5, 45	2, 562								
百関八係	/]	`	計 (二)	1	0	0			175,	451, 531			10	6, 79	7, 989								
			により道府 たもの(ホ)	1	1	0																	
合計	(ハ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			350,	334, 145			27	73, 99	6, 913								
同内	市町	村分	の額	1	3	0				<u> </u>			27	73, 99	6, 913								
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0																	

地	方公	共区	]体:	<b>1</b> —	ド	表都	昏号
1 2	0	2	0	1	1	7 7	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県	名	長野県
市町村	名	長野市

				(1)	(2) (3)	(4)
		区 分	行番号	央 定 価 格	課税標準 の特例率 (C)	
				(A) (千円)		(C) (千円)
	第 1 項	(新線構築物)	9 1 12		25 27	29
法					1	3
14		(新線立体交差化施設)	0 2 0		1	6
第		(利禄立华父左仁旭改)	0 4 0		1	2
舟	第 2 項		0 5 0	67, 621	1	3 22, 540
_	/1, 2	(7)	0 6 0	35, 033	2	3 23, 355
三	第 3 項		0 7 0	12, 350		2 6, 175
_	第 4 項		0 8 0		1	6
百		(準外航船舶)	0 9 0		1	4
	第 5 項		1 0 0		1	2
四	第 6 項	〔(離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後))	1 1 0		1	6
+	第 7 項	(国際路線用航空機)	1 2 0		1	5
			1 3 0		1 1	0
九			1 4 0		2 1	5
	第 8 項	(離島路線用航空機)	1 5 0		1	3
条			1 6 0		2	3
		(小型離島航空機)	1 7 0		1	4
D	第 9 項		1 8 0	1, 094, 785	1	2 547, 392
	第 10 項	(日本原子力開発機構)	1 9 0		1	3
三			2 0 0		2	3
	第 12 項	(新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 1 0		1	6
			2 2 0		1	3

耳	也方:	公共	団体	コー	ド	表習	爭号
2	0	2	0	1	1	7	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

						(1)				(2)		(3)			(4)		
					決	定	価	格	課		票準	(B)	課	税	標	準	額
		区 分	行番号	7					の		列 率	(C)	(A)		$\times$	(B)	
							(A	) (千円)		В)		(C)				(C)	(千円)
	第 13 項	①(青函・本四 鉄道施設)	2 3	0 12					25	1	27	C	29				
		( to the state of the first the state of the first the state of the first the state of the state		_						1		6					
法		②(青函・本四 新線構築物)		0						1		18					
			2 5	0						1		9					
第		③(青函・本四 新線立体交差化施設)		0						1		36					
分			2 7	0						1		18					
		④(青函・本四 変・送電用資産)	2 8	0						1		10					
三	第 14 項	(河川事業鉄軌道用資産)	2 9	0						2	;	3					
			3 0	0						5		6					
			3 1	0						1		6					-
百			3 2	0						1		3					
	第 15 項	(宇宙航空研究開発機構)	3 3	0						1		3					
四				0						2		3					
	第 16 項	(海洋研究開発機構)		0						1		3					
l .			3 6	0						2	:	3					
+	第 17 項	(水資源機構)	3 7	0						1		2					
			3 8	0						3		4					
九	第 18 項	①(特定地方交通線)	3 9	0						1		4					
		②(新線構築物)	4 0	0						1		12					
/x			4 1	0						1		6					
条		③(新線立体交差化施設)	4 2	0						1		24					
			4 3	0						1		12					
の		④(河川事業鉄軌道用資産)	4 4	0						1		6					
			4 5	0						5		24					
三			4 6	0						1		24					
=			4 7	0						1		12					
		⑤(変・送電用資産)	4 8	0						3		20					

地	方を	\共[	団体:	コー	ド	表番	爭号
2	0	2	0	1	1	7 7	3

## 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

							1)			2)		(3)			(4)		
			_		決	定	価	格	課	税			課	税	標	準	額
	区 分	行	番	号				) ( <b>7</b> III)	<i>O</i>	特(	列率		(A)		×	(B)	(D)
<u> </u>	笠 10 ा至 (英元为水) 玄光针法处入胆水损排)	٥			12		( <i>P</i>	(千円)	25	В)	27	(C)	29			(C)	(千円)
	第 19 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	4	9	0	12				25	1	27	3	23				
法		5	0	0						2		3					
	第 20 項 (科学技術振興機構)	5	1	0						1		2					
第	第 22 項 (新関西国際空港㈱)	5	2	0						1		2					
	第 23 項 (信用協同組合等)	5	3	0						3		5					
三	第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5	4	0						3		5					
	第 25 項 (中部国際空港㈱)	5	5	0						1		2					
百	第 26 項 (外国貿易用コンテナー)	5	6	0						4		5					
四	第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	7	0						1		2					
+	第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	8	0						1		2					
九	第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	9	0						1		2					
	第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6	0	0						1		2					
条	第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6	1	0						1		3					
		6	2	0						2		3					
0	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6	3	0						1		2					
	第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)	6	4	0						1		3					
三		6	5	0						2		3					
	第 33 項 (世界遺産)	6	6	0						1		3					
法第3	349条の3の4 (被災代替償却資産)	6	7	0				272, 813		1		2				13	36, 407
	合 計	6	8	0			1	, 482, 602		-		-				7	35, 869

地	表番号						
2	0	2	0	1	1	7	4

## 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県。	名	長野県
市町村	名	長野市

				(1)	(2)	(3)	(4)
				決 定 価 格	課税機		課 税 標 準 額
		区 分	行番号	(1) (TE)	の特例		(A) $\times$ (B) (D)
	旧 第1項	(送電用資産・電気事業用)	9 1	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円)
	中 男 1 垻	(	0 1 0	-	1	3	
V.L.			0 2 0		2	3	
法		(変電所・電気事業用)	0 3 0		3	5	
			0 4 0		3	4	
第	旧第13項	(立体交差化施設)	0 5 0		-	_	
弗		(熱供給事業用資産)	0 6 0		1	3	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0 7 0		2	3	
11.	旧第18項	(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 8 0		4	5	
_		(地下道又は跨線道路橋)	0 9 0		1	2	
		(車庫構築物・立体交差化施設)	1 0 0		1	3	
百		(農業・食品産業技術総合研究機構)	1 1 0		2	3	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 2 0		1	6	
			1 3 0		1	3	
兀	旧第24項	(特定鉄道路線構築物)	1 4 0		1	4	
			1 5 0		1	2	
	旧第25項	(日本電気計器検定所)	1 6 0		1	2	
+	> v == >v	(P. 1 PayMar an DOCE)/17	1 7 0		1	3	
			1 8 0		1	6	
	旧第26項	(日本消防検定協会)	1 9 0		1	2	
九	> v == >,		2 0 0		1	3	
			2 1 0		1	6	
A	旧第27項	(小型船舶検査機構)	2 2 0		1	2	
条			2 3 0		1	3	
			2 4 0		1	6	
Ø	旧第28項	(軽自動車検査協会)	2 5 0	21	1	2	11
0)			2 6 0	2,060		3	687
			2 7 0	96		6	16
[11]	旧第30項	(情報通信研究機構)	2 8 0		2	3	
_		(社会保険診療報酬支払基金)	2 9 0		1	3	
	214 2	The First of Wilheld Street Tr	3 0 0		1	6	
			0 0 0		1	Į ,	

地方公	地方公共団体コード							
2 0	2	0	1	1	7	4		

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法第349条の3、法第349条の3の4関係つづき)

都道府	県 名	長野県
市町村	寸 名	長野市

					(1)		(2)		(3)				(4)		
	区 分	行番号	ť	夬 冗	官 価	格	課 の 特	標例		(B)	課 (A)	税	標 ×	準 (B)	額 (D)
						(A) (千円)			(C)		L			(C)	(千円)
法	旧第32項(高圧ガス保安協会)	9 3 1 0	12				25	1	27	2	29				
第一		3 2 0						1		3					
=		3 3 0						1		6					
百	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 4 0						1		3					
四		3 5 0						1		6					
+	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 6 0						1		2					
九	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 7 0						2		3					
条		3 8 0						1		2					
0)		3 9 0						1		6					
Ξ	合 計	4 0 0				2, 177		-		-	_				714

地	方グ	、共区	]体:	<b>1</b> —	ド	表都	昏号
2	0	2	0	1	1	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係)

			(1)	(2) (3)	(4)
	区 分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	課税標準 の特例率 (C)	課税標準額 (A) × <u>(B)</u> (D) (C) (千円)
	第 1 項 (倉庫等)	0 1 0		25 27	29
		1 1		1 2	
		0 2 0		3 2	
法		0 4 0		3 8	
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0 5 0		1 2	
	第 2 項 (五六·0/尼古树正旭跃寺)	0 6 0		2 3	
附		0 7 0	37, 141	1 3	
L1d		0 8 0	72	3 4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		0 9 0	136, 574	1 6	
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 0 0	137, 942		51, 285
則	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 1 0		3 4	
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 2 0		1 2	
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 3 0			
***	第 3 項 (国内路線用航空機)	1 4 0		2 8	
第		1 5 0		1 4	
		1 6 0		3	
		1 7 0		2 3	
+	第 5 項 (沖縄電力㈱)	1 8 0		2 3	1
'	(旧 沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	1 9 0		2 9	
		2 0 0		4 9	
		2 1 0		2 5	
五.		2 2 0		1 2	
	第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2 3 0		2 3	
	第 7 項 (日本貨物鉄道㈱の新造車両)	2 4 0		3 5	
	第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2 5 0		2 3	
条	/ (a) (A) \( \frac{1}{2} \) \( \frac{1} \) \( \frac{1} \) \( \frac{1}{2} \) \( \frac{1}{2} \) \( \frac	2 6 0		1 2	
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2 7 0			
	第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2 8 0		2 3	
		2 9 0		3	

地	方グ	大区	]]体:	<b>_</b>	ド	表看	昏号
2	0	2	0	1	1	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

								(1)				(2)		(3)					(4)		
			,-		_	決	定	価		格	課	税	標	準	(B)			税	標	準	額
		区 分	行	番	号				(4)	(T III)	の	特 (B)	例	率 (C	(C)		(A)		×	(B)	(D)
	第 12 項	(国際船舶)	9		:	12			(A)	(千円)	25	(B)	2		)	29				(C)	(千円)
	N1 12 -M		3	0	0								1		18						
	第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	3	1	0								1		2						
法		②(新線構築物)	3	2	0								1		6						
			3	3	0								1		3						
		③(立体交差化施設)	3	4	0								1		12						
17.4.1.			3	5	0								1		6						
附		④(河川事業鉄軌道用資産)		6									1		3						
			3	7	0								5		12						
				8									1		12						
則				9									1		6						
		⑤(変・送電用資産)		0									3		10						
	第 14 項	(鉄道車両安全向上設備)		1	:								1		3						
第	第 15 項	(低床車両)		2									1		3						
舟	第 16 項	(新造改良車両(鉄道事業))	-	3									2		3						
				4									3		5						
	第 17 項	(新造車両(流通業務))		5									2		3						
+				6									3		5						
		(PFI公共施設)		7									1		2						
	第 19 項	(都市利便施設)		8	•								3		5						
五.	/ <del>+ett</del> - <del> </del> -		4	9	0								1		2						
Д.	(地域	再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	0	0								-								
条	(特定	都市再生緊急整備地域) 決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	5	1	0								-		-						
^	第 20 項	(都市鉄道利便増進施設)	5	2	0								2		3						
	第 21 項	(外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5	3	0								1		2						
			5	4	0								3		5						

地	方グ	、共区	]体:	<b>1</b> —	ド	表都	昏号
2	0	2	0	1	1	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

都 道 府 県 名 長野県 市 町 村 名 長野市

							1)		(2)		(3)			(4)		
		4-	77.		決	定	価	格	課税	標		3)	課税	標	準	額の
	区 分	行	番	号			(Δ	.) (千円)	の 特 (B)	例	率 (C)	))	(A)	×	(B)	- <sup>(D)</sup> (千円)
	第 22 項 (鉄道事業再構築事業)	9 5	5	0	12		(//	.) (111)	25	1	27	4	29		(0)	(111)
	第 23 項 (バイオ燃料製造設備)		6							1		2				
	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5	7	0						2		3				
	第 25 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5								1		2				
法	,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	5	9	_						2		3				
	第 26 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6	0	0						1		2				
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0						-		-				
	第 28 項 (津波避難施設等)	6	2	0						1		2				
附	(指定避難施設(わがまち特例)適用分)	6	3	0						-		-	ĺ			
hJ-1	(協定避難施設(わがまち特例)適用分)	6	4	0						-		-				
	第 29 項 (移動等円滑化のための設備)	6	5	0						2		3				
	第 30 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6	6	0						2		3				
則	(太陽光1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0						2		3				
則	(太陽光1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0						3		4				
	(風力20kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	9	0						3		4				
第	(風力20kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	0	0						2		3				
	(水力5,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	1	0						1		2				
+	(水力5,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	2	0						3		4				
	(地熱1,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	3	0						2		3				
	(地熱1,000kw以上) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	4	0						1		2				
五.	(バイオマス10,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	5	0						1		2				
	(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	6	0						2		3				
	第 31 項 (熱電併給型動力発生装置)	7	7	0				96, 782		5		6				80,651
条	<u> </u>	7	8	0						11		12				
	第 32 項 (鉄道耐震補強設備)	7	9	0						2		3				
	第 33 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	8	0	0						2		3				
	第 34 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8	1	0						-		-				

1 7	_					
2 0 2 0 1 1 1	2	1	0	0	2 (	2 0

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(3) (法附則第15条関係つづき)

						(	1)		(	2)	(;	3)			(4)		
	区分	行	番	号	決	定	価	格	課の	税 特 修		(C)	課 (A	税 )	標 ×	準 (B)	額 (D)
							(A	) (千円)		3)	((	C)				(C)	(千円)
	第 35 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	8	2	0	12				25	1	27	2	29				
法		8	3	0						5		6					
		8	4	0						2		3					
附	第 36 項 (無電柱化)	8	5	0						1		2					
bl-l		8	6	0						2		3					
		8	7	0						3		4					
則	第 38 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8	8	0				39, 740		1		2					19, 870
第	第 40 項(対象特定電気通信設備)	8	9	0						3		4					
	第 41 項 (先端設備等)	9	0	0			2,	547, 788		-		-					
١,	第 42 項(立地誘導促進施設)	9	1	0						2		3					
+	第 43 項 (帰還環境整備推進法人)	9	2	0						1		3					
	第 44 項(地域福利増進事業)	9	3	0						2		3					
五.	第 45 項 (農業協同組合等共同利用機械)	9	4	0						1		2					
	第 46 項 (認定就農者)	9	5	0						2		3					
条	第 48 項 (滞在快適性等向上施設)	9	6	0						1		2					
木	第 49 項 (ローカル 5 G)	9	7	0						1		2					
	合 計	9	8	0			2,	996, 039		-		-				1	87,002

地	方公	共民	団体:	<b>1</b> —	ド	表看	番号
1 2	0	2	0	1	1	7	6

## 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係)

都道府県名	長野県
市町村名	長野市

							1)			(2)		(3)			(4)		
			_		決	定	価	格	課	税標			課	税	標	準	額
	区 分	行	番	号			( )	) ( <b>/</b> TIII)		特例			(A	)	×	(B)	(D)
	旧 第 3 項(公害防止設備)	9			12		(A	.) (千円)	25	(B)	27	(C)	29			(C)	(千円)
		0	1	0				23, 606			1	3					7,869
		0	2	0						:	2	3					
法		0	3	0							3	4					
		0	4	0							1	2					
	旧第5項(公共危害防止構築物)	0	5	0						;	3	5					
附		0	6	0						:	1	2					
		0	7	0							1	3					
	旧第6項(公害防止優良更新施設)	0	8	0				1, 375		:	1	2					687
則		0	9	0							2	3					
則	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1	0	0							2	3					
		1	1	0						ļ	5	6					
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	2	0						;	3	5					
第		1	3	0							1	2					
	旧第15項(地方卸売市場)	1	4	0						4	4	5					
		1	5	0						;	3	4					
+	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1	6	0							1	6					
	②(旧交納付金法附則第19項)	1	7	0							-	-					
	③(旧交納付金法附則第20項)	1	8	0							-	-					
Ŧi.	旧 第 19 項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	1	9	0							1	2					
	旧第20項(水力発電施設の魚道)	2	0	0						2	2	3					
	旧 第 20 項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	1	0							1	2					
夂		2	2	0							2	3					
条	旧第20項(スーパー中枢港湾)	2	3	0							1	2					
	旧第21項(国立大学校舎)	2	4	0							1	2					
	旧 第 27 項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	2	5	0							1	2					

地	方:	公共	団体	コー	・ド	表都	番号
2	0	2	0	1	1	7 7	8 6

## 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(4) (法附則第15条関係つづき)

都道	府県名	長野県
市町	村 名	長野市

							(1	1)			(2)		(3)				(4)		
	区    分	行	番	号		決	定	価(4	格(4) (千円)	課の			準 (B) 率 (C)	-	課 (A)	税	標 ×	進 (B) (C)	額 (D) (千円)
法	旧第29項(旧交納付金法附則第17項) 旧第36項(公共荷さばき施設)	9 2 2	6	0	12			(1	1/ (111/	25	(B)	-	27	29				(0)	(113)
附	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	2 2	8	0								1	2						
則	旧第37項(放送ネットワーク災害対策用設備) 旧第39項(国家戦略特区)	3	0	0								3	4						
第十	旧第40項 (ノンフロン製品) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例) 適用分)	3	2	0								3	4						
五	旧 第40項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	3										4	5						
条	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分) 旧第43項(経営力向上設備等)	3	4 5	0				8	3, 367, 622			1	2					4, 1	83, 811
	合 計	3	6	0				8	3, 392, 603			-	-					4, 1	92, 367

地	方グ	大大	]体:	ュー	ド	表都	昏号
2	0	2	0	1	1	7	7

### 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

都	道,	存 県	名	長野県
市	町	村	名	長野市

					(1)	(2)	(3)	(4)
				決	定 価格	課税機		課 税 標 準 額
			区 分	行番号		の特例	ij 率 (C)	$(A)   \times                                  $
					(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	0 1 0		25	3	29
法			①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0		1	2	
		J	②(新線構築物)	0 3 0		1	6	
17/ L		R 北		0 4 0		1	3	
附		海	③(新線立体交差化施設)	0 5 0		1	12	
		海道		0 6 0		1	6	
則	第	• 四	④(新幹線鉄軌道用資産)	0 7 0		1	12	
		国		0 8 0		1	6	
		に	⑤(青函・本四 鉄道施設)	0 9 0		1	12	
第		係	⑥(青函・本四 新線構築物)	1 0 0		1	36	
		る 特		1 1 0		1	18	
+		例	⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1 2 0		1	72	
'	_	と		1 3 0		1	36	
		乗法	⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1 4 0		1	20	
五.		第三百	⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1 5 0		1	3	
		百		1 6 0		5	12	
条		四 十		1 7 0		1	12	
木		九		1 8 0		1	6	
	項	条	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0		1	6	
の		の	⑪(変・送電用資産)	2 0 0		3	10	
		三 各	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0		1	3	
_		項		2 2 0		3	10	
_		と	③(新造車両(流通業務))	2 3 0		3	10	
		の 連	⑭(鉄道耐震補強設備)	2 4 0		1	3	

地	方グ	大人	]体:	ュー	K	表都	\$号
2	0	2	0	1	1	7	7

# 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(5) (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2つづき)

者	羽 〕	道 床	f 県	名	長野県
Ħ	Ħ	町	村	名	長野市

										(	1)			(2)			(3)				(4)		
									決	定	価	格	誹	見 税	. 標	1 準	(B)		課	税	標	準	額
			区 分		行	番	뮷						σ,	特	伊	」 率	(C)		(A)		×	(B)	(D)
											(	A) (千円)		(B)			(C)					(C)	(千円)
法附			①(旅客会社等に係る承継特例)		9	5	0	12					25		3	27		<b>29</b>					
則第十		旧交納 強 を 四 関	②(旧交納付金法附則第17項・立体交設)	· 差化施	2	6	0								-			_					
五条		付金法と国に係る	③(JR北海道・四国に係る特例)		2	7	0								3		1	0					
の 三		の連乗 特別、海	④(JR北海道・四国に係る特例・旧 金法附則第17項・立体交差化施設)	交納付	2	8	0								-								
旧法	附則領	第16条の	2 旧第11項(阪神・淡路大震災・ゴ 化施設)	工体交差	2	9	0								1			3					
		•	合 計		3	0	0				•	0			-						•		0

地	方公	、共 🛚	団体:	ュー	ド	表都	番号
2	0	2	0	1	1	7	8

## 第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(6) (法附則第56条,法附則第56条の2)

									(1)		,		(2)			(3)				(4)		
	区	分	行	番	무		決	定	価	7	格		税 特			(B)	_	課 ×	税 (B)	標	準 (D)	額
		Л	11	笛	Þ					(A)	(千円)		(B)	ניקר	7	(C)	(A)	•	(C)		(D)	(千円)
法	附 則 第 56 条	第12項(東日本大震災)	9	1	0	12						25		1	27	2	29					
		第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0									1		2						
法	旧 第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0									2		3						
附	法附則第56条 との連乗	②(被災代替鉄道施設等)	0	4	0									1		3						
	旧 第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0									1		4						
則		②(新線構築物)	0	6	0									1		12						
第			0	7	0									1		6						
五.		③(新線立体交差化施設)		8	-									1		24						
+				9										1		12						
六		④(河川事業鉄軌道用資産)		0										1		6						
条				1										5		24						
の				2	<u> </u>									1		24						
				3	-									1		12						
		⑤(変・送電用資産)	1	4	0									3		20						
	合	計	1	5	0						0			_		-						0

地	方な	共2	団体	コー	ド	表看	昏号
12	0	2	0	1	1	7	98

## 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

	1	(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 0 1 0	6, 610	2, 856, 233
150 万以上 160 万円未満のもの	9 0 2 0	147	227, 679
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3 0	171	281, 929
170 万以上 180 万円未満のもの	9 4 0	146	254, 957
180 万以上190 万円未満のもの	9 5 0	174	33 321, 979
190 万以上 200 万円未満のもの	9 6 0	131	255, 620
200 万以上 250 万円未満のもの	9 7 0	658	33 1, 471, 210
250 万以上300万円未満のもの	9 8 0	393	1, 076, 964
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	2, 145	12, 103, 259
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0 0	720	9, 870, 264
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 0	252	6, 071, 399
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 0	456	24, 674, 099
1 億 円 以 上 の も の	<sup>9</sup> 1 3 0	250	227, 653, 761
計	1 4 0	12, 253	287, 119, 353
法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5 0	15	
の 条 関 係 知事配分分	9 1 6 0	12	
訳 法 第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 0	12	21 33

地方公共団体コード						表番号			
1 2	0	2	,	0		1	1	<sup>7</sup> 8	8

## 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

	T	(1)	(2)
区 分	行番号	号 納税義務者数 (人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	9 1 (	0 12 2, 368	1, 126, 142
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 (	$0 \begin{vmatrix} 12 & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & \\ & & & \\ & &$	33 111, 834
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3 (	0   12   91	<sup>33</sup> 149, 760
170 万以上 180 万円未満のもの	9 0 4 (		<sup>33</sup> 106, 691
180 万以上 190 万円未満のもの	0 5 (	0 12 90	166, 627
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 (		33 148, 365
200 万以上 250 万円未満のもの	0 7 (		820, 004
250 万以上300万円未満のもの	0 8 (	0 12 175	<sup>33</sup> 478, 062
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 (	0 12 832	4, 566, 465
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0 (		2, 223, 191
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	1 1 (	0 12 36	848, 979
3,000 万以上1億円未満のもの	1 2 (	0 12 15	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 億 円 以 上 の も の	1 3 (	0 12	21 33
計	1 4 (	0 12 4, 353	<sup>33</sup> 11, 392, 349
法第389 大臣配分分	1 5 (	0 12	33
の 条関係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6 (	0 12	21 33
訳 法 第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 (	0 12	21 33

地方公共団体コード						表番号					
1 2	0		2		0		1	1	<sup>7</sup> 8		18

# 第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

		(1)	(2)
区 分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150 万 円 未 満 の も の	0 1 0	4, 24.	2 <sup>21</sup> 1, 730, 091
150 万以上 160 万円未満のもの	0 2 0	75	5 115, 845
160 万以上 170 万円未満のもの	9 3 0	80	$0^{21}$ 132, 169
170 万以上 180 万円未満のもの	0 4 0	8.	$\begin{bmatrix} 21 & 33 \\ 148, 266 \end{bmatrix}$
180 万以上 190 万円未満のもの	0 5 0	8.	155, 352
190 万以上 200 万円未満のもの	0 6 0	5.	$\begin{bmatrix} 21 \\ 107, 255 \end{bmatrix}$
200 万以上 250 万円未満のもの	9 0 7 0	29	1 21 33 651, 206
250 万以上300 万円未満のもの	9 8 0	218	33 598, 902
300 万以上1,000 万円未満のもの	9 9 0	1, 31:	33 7, 536, 794
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	1 0 0	550	$0 \begin{vmatrix} 21 & 33 \\ 7,647,073 \end{vmatrix}$
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1 1 0	210	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1 2 0	12 44	$1 \begin{vmatrix} 21 & & & 33 \\ 24,027,870 & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & & & \\ & &$
1 億 円 以 上 の も の	<sup>9</sup> 1 3 0	250	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
計	<sup>9</sup> 1 4 0	7, 900	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
法第389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1 5 0	1:	
の 条 関 係 知事配分分	<sup>9</sup> 1 6 0		33 5, 452, 562
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1 7 0	12	21 33